

人間文化研究機構組織規程

平成16年4月9日

人間文化研究機構規程第1号

平成16年11月15日改正	平成18年3月30日改正
平成19年3月30日改正	平成19年4月17日改正
平成19年6月5日改正	平成19年10月1日改正
平成20年9月29日改正	平成21年2月9日改正
平成21年3月13日改正	平成21年9月9日改正
平成22年3月31日改正	平成24年11月26日改正
平成25年3月26日改正	平成26年3月26日改正
平成26年12月2日改正	平成28年3月28日改正
平成28年6月13日改正	平成29年3月27日改正
平成30年3月14日改正	令和2年6月22日改正
令和3年6月14日改正	令和3年12月13日改正
令和4年3月31日改正	令和4年8月26日改正
令和5年3月27日改正	令和6年3月22日改正
令和6年6月17日改正	令和7年3月19日改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 役員等（第5条—第8条）
- 第3章 役員会等（第9条—第15条の2）
- 第4章 職制等（第16条—第18条）
- 第5章 組織（第19条—第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に定めるもののほか、人間文化研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

（機構の組織）

第2条 機構に、本部を置き、大学共同利用機関（以下「機関」という。）を設置する。

（本部の所在地）

第3条 本部を、東京都に置く。

（機関の名称及び所在地）

第4条 機関の名称及び所在地は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

機関の名称	所在地
国立歴史民俗博物館	千葉県
国文学研究資料館	東京都
国立国語研究所	東京都
国際日本文化研究センター	京都府
総合地球環境学研究所	京都府
国立民族学博物館	大阪府

第2章 役員等

(役員等)

第5条 機構に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 理事 4名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員のほか、機構に、副機構長を置くことができる。

(機構長の職務)

第6条 機構長は、機構を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務)

第7条 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して機構の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。

(監事の職務)

第8条 監事は、機構の業務を監査する。

(副機構長の職務)

第8条の2 副機構長は、機構長に人間文化研究の総合的な推進について助言する。

2 副機構長に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 役員会等

(役員会)

第9条 機構に、中期計画、組織及び予算の作成等に関する重要事項について審議するため、役員会を置く。

(経営協議会)

第10条 機構に、機構の経営に関する重要事項について審議するため、経営協議会を置く。

(教育研究評議会)

第11条 機構に、機関の教育研究に関する重要事項について審議するため、教育研究評議会を置く。

(機構長選考・監察会議)

第12条 機構に、機構長の選考、任期、解任及びその他必要な事項を審議するため、機構長選考・監察会議を置く。

(機構会議)

第13条 機構に、業務運営に関する重要事項について協議調整するため、機構会議を置く。

(運営会議)

第14条 機関に、それぞれ当該機関の管理運営に関する重要事項について審議するため、運営会議を置く。

(その他の会議等)

第15条 機構に、特定の事項を協議するため、必要な会議等を置くことができる。

(会議等の運営)

第15条の2 第9条から第15条に規定する会議等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 職制等

(機関の長)

第16条 機構に、機関の長として、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員を置く。

- (1) 国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館及び国立民族学博物館 館長
- (2) 国立国語研究所、国際日本文化研究センター及び総合地球環境学研究所 所長

2 館長又は所長は、それぞれ館務又は所務を掌理する。

(職員の種類)

第17条 機構に、前条に掲げるもののほか、次の職員を置く。

- (1) 研究教育職員
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員

2 研究教育職員は教授、准教授、助教（以下「教授等」という。）及び助手からなり、教授等にあつては研究及び教育の業務又はそれらに関連する業務を、助手にあつては研究及び教育の業務の円滑な実施に必要な業務を行う。

3 事務職員及び技術職員は、庶務、会計等の事務又は技術に関する業務を行う。

4 機構に、第2項に掲げるもののほか、講師（非常勤の者に限る。）を置くことができる。

5 機構に、外国人研究員及び客員教授等を置くことができる。

(名誉教授)

第18条 機関において、機関の長又は教授として勤務した者であつて、機関の目的達成上特に功績のあつた者に対し、機関の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第5章 組織

(本部)

第19条 本部に、監査室、機構長戦略室、情報基盤室、人間文化研究創発センター及び事務局を置く。

2 監査室においては、監査に関する業務を行う。

3 機構長戦略室においては、機構の機能強化に関し、機構の様々な活動に係る情報の収集及び分析を通じて、機構及び機関の諸戦略の策定に向けた支援を行う。

4 情報基盤室においては、機構の情報セキュリティ対策の強化及び業務のデジタル化並びに機構全体の事務システムの効率化に関する業務を行う。

5 人間文化研究創発センターにおいては、機関の相互連携ならびに国内外の大学等研究機関との連携を深め、学際的研究を創発的に推進するとともに、社会共創、国際連携、デジタ

ル・ヒューマニティーズ等の活性化・高度化により、人間文化の総合的研究を推進するための必要な事業を行う。また、研究者コミュニティや社会に対する研究情報ならびに研究成果等の発信と共有化に必要な事業を行う。

- 6 事務局においては、機構の総務、会計及び施設等に関する事務を処理するとともに各機関の連絡・調整にあたる。

(国立歴史民俗博物館)

第20条 国立歴史民俗博物館に、館長を補佐し、当該機関の事業計画その他の管理・運営に関する重要事項について総括整理するため副館長2名を置き、教授をもって充てる。

- 2 管理運営及び研究の業務を行うため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 管理部

- (2) 研究部

- 3 研究の総合的推進のため、研究推進センターを置く。

- 4 資料・情報の収集・整理・保管及び研究成果の公開を行うため、博物館資源センターを置く。

- 5 広報・情報提供の総合的推進のため、広報連携センターを置く。

- 6 研究、教育等に関する活動についてのデータを収集・分析し、これら活動における計画・立案及び意思決定に活用するため、IR室を置く。

(国文学研究資料館)

第21条 国文学研究資料館に、館長を補佐し、当該機関の事業計画その他の管理・運営に関する重要事項について総括整理するため副館長2名を置き、教授をもって充てる。

- 2 研究の業務を行うため、研究部を置く。

- 3 研究、事業等に関する活動の情報を集約し、評価分析を行い、それに基づいた運営改善を検討し、提言を行うため、研究戦略室を置く。

- 4 データ駆動による課題解決型人文学の創成を推進するため、プロジェクト推進室を置く。

- 5 文献資料及び研究情報の調査、受入、整理、保存、公開等を行うため、基幹事業センターを置く。

- 6 日本文学及びその関連領域の資料を学術基盤として、他分野と協働し得る課題解決型の人文学研究の創出を推進するためのデータインフラストラクチャーを構築するため、古典籍データ駆動研究センターを置く。

- 7 研究基盤データベースのデータ拡充・高度化を推進するための各種コンテンツの収集等を行うため、基盤データセンターを置く。

- 8 管理運営の業務を行うため、管理部を置く。

(国立国語研究所)

第22条 国立国語研究所に、所長を補佐し、当該機関の事業計画その他の管理・運営に関する重要事項について統括整理するため副所長2名を置き、教授をもって充てる。

- 2 研究の業務を行うため、研究系を置く。

- 3 言語研究のための高品質な言語資源、各種研究情報、研究資料、研究成果等の日本語・日本語教育研究のインフラ整備を組織的に推進し、日本語研究の共同利用に供することを目的として、共同利用推進センターを置く。

- 4 最新の統計科学に基づき予測可能性を有する言語モデリング技術の開発及び普及を行うことを目的として、次世代言語科学研究センターを置く。

- 5 研究、教育等に関する活動についてのデータを収集・分析し、これら活動における計

画・立案及び意思決定に活用するため、IR推進室を置く。

6 管理運営の業務を行うため、管理部を置く。

(国際日本文化研究センター)

第23条 国際日本文化研究センターに、所長を補佐し、当該機関の事業計画その他の管理・運営に関する重要事項について総括整理するため副所長を2名置き、教授をもって充てる。

2 管理運営及び研究の業務を行うため、次の各号に掲げる組織を置く。

(1) 管理部

(2) 研究部

(3) 国際研究推進部

3 日本研究に関する情報を収集し、整理し、提供し、及びこれらに関する情報管理システムについて開発研究を行うため、情報管理施設を置く。

4 海外の関係機関との研究交流及び研究プロジェクトの推進に関し、企画し、及び連絡調整するため、国際研究企画室を置く。

5 総合的な情報発信の推進に関し、企画・立案及び調査研究を行うため、総合情報発信室を置く。

6 研究、教育等に関する活動についての情報を収集・分析し、組織経営の改善にかかる企画・立案及び意思決定を支援するため、インスティテューショナル・リサーチ室を置く。

(総合地球環境学研究所)

第24条 総合地球環境学研究所に、所長を補佐し、当該機関の事業計画その他の管理・運営に関する重要事項について総括整理するため副所長2名を置き、教授をもって充てる。

2 分野横断的な学際研究を充実し発展させるため、当該機関内の研究教育職員及び人間文化研究機構特定有期雇用職員規程に定める特任研究員が所属する組織として、研究教育部を置く。

3 プログラム・プロジェクト制を推進するため、プログラム研究部を置く。

4 国内外の大学等研究機関との国際共同研究及び機関間連携等の促進、先端的な環境解析手法の開発、資料及び情報等の研究資源化等の諸活動を円滑に行うため、基盤研究部を置く。

5 研究、教育等に関する活動の情報を収集し、当該機関の経営に係る諸戦略の策定に向けた情報の整理・分析を行うため、IR室を置く。

6 研究や教育、社会貢献活動等の取組・成果を様々な広報活動を通じ国内外に広く発信するため、広報室を置く。

7 管理運営の業務を行うため、管理部を置く。

(国立民族学博物館)

第25条 国立民族学博物館に、館長を補佐し、当該機関の事業計画その他の管理・運営に関する重要事項について総括整理するため副館長2名を置き、教授をもって充てる。

2 管理運営及び研究の業務を行うため、次の各号に掲げる組織を置く。

(1) 管理部

(2) 人類基礎理論研究部

(3) 超域フィールド科学研究部

(4) 人類文明誌研究部

(5) グローバル現象研究部

3 人類社会に関する資料・情報の収集・整理・保管・公開に関する事業の支援を行うた

め、情報管理施設を置く。

4 学術資源の共同利用性を学際的かつ国際的に高めるための研究プロジェクトを立案し推進するため、学術資源研究開発センターを置く。

5 新領域の開拓のための共同利用型研究体制の基盤整備及び国際・国内戦略を立案し統括するため、国際研究統括室を置く。

6 研究、教育等に関する活動についてのデータを収集・分析し、これら活動における計画・立案及び意思決定に活用するため、IR室を置く。

(寄附研究部門)

第25条の2 各機関に、寄附研究部門を置くことができる。

2 寄附研究部門の設置運営に関し必要な事項は、別に定める人間文化研究機構寄附研究部門規程による。

(その他)

第26条 第19条から第25条に掲げる組織及び運営については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第19条第3項の規定は、平成17年2月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

2 第17条に定めるもののほか、当分の間、機構に研究員を置くことができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。